

特別養護老人ホーム清豊苑短期入所利用料金（1日あたり）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別基本単位		529	656	704	772	847	918	987
加算	機能訓練指導員体制加算	12		12				
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18		18				
	看護体制加算Ⅰ			4				
	看護体制加算Ⅱ			8				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18				
合計単位		559	686	764	832	907	978	1047
処遇改善加算Ⅰ		78	96	107	116	127	137	147
総額		¥6,793	¥8,337	¥9,284	¥10,111	¥11,022	¥11,885	¥12,724
利用者負担額	1割	¥679	¥834	¥928	¥1,011	¥1,102	¥1,189	¥1,272
	2割	¥1,359	¥1,667	¥1,857	¥2,022	¥2,204	¥2,377	¥2,545
	3割	¥2,038	¥2,501	¥2,785	¥3,033	¥3,307	¥3,566	¥3,817

※月に1回 生産性向上推進加算Ⅱが加算されます(10単位/月 利用者負担1割の場合は約11円)

※居住費・食事が別途必要になります。（所得によって金額が変わります）

※加算についての説明

加算名	要 件
機能訓練指導員体制加算	機能訓練指導員による集団体操や嚥下訓練を実施している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置している場合
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または、看護職員の24時間連携体制を確保している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤職員が最低基準を1人以上上回って配置している場合

※その他の加算について

加算名	要 件
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供している場合
送迎加算	自宅から施設間の送迎サービスを行った場合

段階別日額料金表（所得段階によって居住費・食費が変わります）

	要介護度	サービス利用に係る自己負担分 (1割)	居住費	食費	合計金額 (1日あたり)		
					1割負担	2割負担	3割負担
第1段階	要支援1～要介護5	公費	¥880	¥300	¥1,180		
第2段階	要支援1	¥679	¥880	¥600	¥2,159		
	要支援2	¥834			¥2,314		
	要介護1	¥928			¥2,408		
	要介護2	¥1,011			¥2,491		
	要介護3	¥1,102			¥2,582		
	要介護4	¥1,189			¥2,669		
	要介護5	¥1,272			¥2,752		
第3段階①	要支援1	¥679	¥1,370	¥1,000	¥3,049		
	要支援2	¥834			¥3,204		
	要介護1	¥928			¥3,298		
	要介護2	¥1,011			¥3,381		
	要介護3	¥1,102			¥3,472		
	要介護4	¥1,189			¥3,559		
	要介護5	¥1,272			¥3,642		
第3段階②	要支援1	¥679	¥1,370	¥1,300	¥3,349		
	要支援2	¥834			¥3,504		
	要介護1	¥928			¥3,598		
	要介護2	¥1,011			¥3,681		
	要介護3	¥1,102			¥3,772		
	要介護4	¥1,189			¥3,859		
	要介護5	¥1,272			¥3,942		
第4段階	要支援1	¥679	¥2,800	¥1,600	¥5,079	¥5,758	¥6,437
	要支援2	¥834			¥5,234	¥6,068	¥6,902
	要介護1	¥928			¥5,328	¥6,256	¥7,184
	要介護2	¥1,011			¥5,411	¥6,422	¥7,433
	要介護3	¥1,102			¥5,502	¥6,604	¥7,706
	要介護4	¥1,189			¥5,589	¥6,778	¥7,967
	要介護5	¥1,272			¥5,672	¥6,944	¥8,216

※利用者負担段階について
補足給付の主な対象者

預貯金額（夫婦の場合）

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受給されている方	要件なし
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万以下の方	1000万円（2000万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計 が80万円超120万円以下の方	650万円（1650万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と年金収入額の合計 が120万円を超える方	550万円（1550万円）以下
第4段階	第1, 2, 3（上記）以外の方	